

第十回国会 人事委員會議錄 第六号

昭和二十六年五月十七日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長代理 理事藤枝 泉介君

理事田中 重彌君 理事淵上房太郎君

理事松澤 兼人君

足立 篤郎君 加藤隆太郎君

藤田實四郎君 田中 豊君

藤井 平治君 西村 久之君

中曾根康弘君 成田 知己君

八百板 正君

出席政府委員

人事院事務官

(事務総局長) 慶徳 庄憲君

(局長次長) 與局次長

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

五月七日

委員赤松勇君辭任につき、その補欠

として八百板正君が議長の指名で委

員に選任された。

同月八日

委員梨木作次郎君辭任につき、その

補欠として河田賢治君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十二日

委員河田賢治君辭任につき、その補

欠として加藤充君が議長の指名で委

員に選任された。

四月二日

二川町の地域給指定に関する請願

(八木一郎君外二名紹介)(第一六七

三号)

福江町の地域給引上げの請願(八木

一郎君外二名紹介)(第一六七四号)

田原町の地域給引上げの請願(八木

一郎君外二名紹介)(第一六七四号)

飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

一郎君外二名紹介)(第一六七五号)

徳山市の地域給引上げの請願(今澄

勇君紹介)(第一六七六号)

中津町の地域給引上げの請願(加藤

録造君紹介)(第一六七七号)

九尾市の地域給指定に関する請願

(田万廣文君外一名紹介)(第一六七

八号)

郵政省職員の特給俸給表制定に関す

る請願(淺沼稻次郎君紹介)(第一六

九七号)

同(推熊三郎君紹介)(第一七三二号)

延岡市の地域給引上げの請願(洞通

義君紹介)(第一七〇三三三)

志段味村の地域給引上げの請願(早

稲田柳右エ門君紹介)(第一七一九

号)

安浦町の地域給指定に関する請願

(宮原幸三郎君紹介)(第一七二〇号)

川尻町の地域給指定に関する請願

(宮原幸三郎君紹介)(第一七二一号)

千葉市の地域給指定に関する請願

(松澤兼人君紹介)(第一七四六号)

土岐郡下の地域給引上げの請願(加

藤録造君紹介)(第一七四七号)

多治見市の地域給指定に関する請願

(加藤録造君紹介)(第一七四八

号)

臼杵市の地域給指定に関する請願

(村上勇君紹介)(第一七四九号)

益田町の地域給存続の請願(中崎敏

君紹介)(第一七七三三)

江津町の地域給存続の請願(中崎敏

君紹介)(第一七七四号)

飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

(飯田村の地域給指定に関する請願

(神田博君紹介)(第一七七五号)

奈良尾町の地域給引上げの請願(西

村久之君紹介)(第一七七六号)

多度津町の地域給指定に関する請願

(田万廣文君外一名紹介)(第一七

七九号)

同月十三日

鶴沼町の地域給指定に関する請願

(武藤嘉一君紹介)(第一八一十一号)

枕崎市の地域給指定に関する請願

(床次徳二君外一名紹介)(第一八二

四号)

上下町の地域給指定に関する請願

(平川篤雄君紹介)(第一八二五号)

佐野町の地域給指定に関する請願

(鹽田實四郎君紹介)(第一八二六号)

那加町の地域給指定に関する請願(鹽田

實四郎君紹介)(第一八二七号)

生穂町の地域給指定に関する請願

(鹽田實四郎君紹介)(第一八二八号)

伊万里町の地域給引上げの請願(保

利茂君紹介)(第一八二九号)

倉敷市の地域給指定に関する請願

(星島二郎君外一名紹介)(第一八三

〇号)

山崎町の地域給存続の請願(大上司

君紹介)(第一八七三三)

坂越町の地域給引上げの請願(大上

司君紹介)(第一八七四号)

相生市の地域給指定に関する請願

(大上司君紹介)(第一八七五号)

有年村の地域給指定に関する請願

(大上司君紹介)(第一八七六号)

上郡町の地域給指定に関する請願

(大上司君紹介)(第一八七七号)

(大上司君紹介)(第一八七七号)

(大上司君紹介)(第一八七七号)

(大上司君紹介)(第一八七七号)

(大上司君紹介)(第一八七七号)

(大上司君紹介)(第一八七七号)

鹿兒島県下の地域給指定に関する請願

(二階堂進君外一名紹介)(第一八

九〇号)

広石村の地域給引上げの請願(鹽田

實四郎君紹介)(第一八九一〇号)

鮎原村の地域給引上げの請願(鹽田

實四郎君紹介)(第一八九二〇号)

界村の地域給引上げの請願(鹽田實

四郎君紹介)(第一八九三〇号)

山田村の地域給引上げの請願(鹽田

實四郎君紹介)(第一八九四〇号)

鶴方町の地域給指定に関する請願

(中村清君紹介)(第一九〇二〇号)

掛西村の地域給指定に関する請願(松澤兼

人君紹介)(第一九〇八〇号)

那加町の地域給指定に関する請願

(武藤嘉一君紹介)(第一九〇九〇号)

南松浦郡下の地域給指定に関する請願

(西村久之君紹介)(第一九一五

号)

魚目村の地域給引上げの請願(西村

久之君紹介)(第一九一六〇号)

若松村の地域給指定に関する請願

(西村久之君紹介)(第一九一七〇号)

奈良尾町の地域給引上げの請願(西

村久之君紹介)(第一九一八〇号)

北魚目村の地域給引上げの請願(西

村久之君紹介)(第一九一九〇号)

伊部町の地域給指定に関する請願

(大村清一君紹介)(第一九三三〇号)

片上町の地域給指定に関する請願

(大村清一君紹介)(第一九三六〇号)

串木野市の地域給指定に関する請願

(床次徳二君紹介)(第一九三七

号)

(床次徳二君紹介)(第一九三七

(床次徳二君紹介)(第一九三七

(床次徳二君紹介)(第一九三七

(床次徳二君紹介)(第一九三七

(床次徳二君紹介)(第一九三七

号)

須坂町の地域給存続の請願(田中重

彌君紹介)(第一九三八〇号)

安登村の地域給指定に関する請願

(中川俊忠君紹介)(第一九三九〇号)

唐津市の地域給存続の請願(保利茂

君紹介)(第一九五四〇号)

愛川町の地域給引上げの請願(小金

義照君紹介)(第一九五五〇号)

長崎市の地域給指定に関する請願

(岡西明貞君紹介)(第一九五六〇号)

九尾市の地域給指定に関する請願

(島田末信君紹介)(第一九五七〇号)

内海町の地域給指定に関する請願

(玉置實君紹介)(第一九七一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

三月三十一日

矢本町の公務員地域給支給に関する

陳情書(宮城県桃生郡矢本町議会議

長旗子川晃)(第四九〇号)

西大寺町の地域給指定に関する陳情

書(岡山県上道郡西大寺町全官公協

議事会長家野猛之外千五十名)(第四

九四号)

京都府の勤務地手当切下げ反対に関

する陳情書(京都市京都府議議長中

村庄太郎)(第五一六号)

四月六日

公務員の新退職給與制度確立に関す

る陳情書(愛知県知多郡八幡町大字

新知脇島十一番地富田良材外二百六

十八名)(第五五九号)

呉市の地域給に関する陳情書(呉市

長鈴木術外三十四名)(第五六一号)

釜石市の地域給指定に関する陳情

書(釜石市の地域給指定に関する陳情

書(釜石市の地域給指定に関する陳情

書(釜石市の地域給指定に関する陳情

書(釜石市の地域給指定に関する陳情

書(釜石市の地域給指定に関する陳情

第六八号(予)

○藤枝委員長代理 これより人事委員会を開会いたします。

委員長がおさしつかえがありますので、しばらくの間私が委員長の職務を行います。

本日は国家公務員災害補償法案、内閣提出第六八号、予備審査を議題といたします。

まず最初に本法律案の内容について政府より説明を聴取したいと思ひます。慶徳政府委員。

○慶徳政府委員 この法案の逐條説明に入ります前に、この法律案に対する大体的構想を簡単に申し上げまして、その後に各條文に対する重要なポイントにつきまして御説明申し上げたいと存じます。

この法律案の構想の第一の点といたしましては、従来たくさん法令によつて実行されておりました補償制度を一元化したしまして、さらにまた国たる使用主の無過失損害賠償責任制度を確立するというのが第一点であります。

従来は制度におきましては、たとえば官吏療養料であるとか、巡査、看守療養料であるとか、あるいは雇員扶助令、雇員扶助令というふうな多種多様の法令によりまして、しかもまた官吏と雇員とが法令の基礎におきまして、また補償の内容におきましても、差別待遇を受けておるといふやうなかつたところに相なつておつたのであります。さらにまたこれの補償の内容といたしまして、あるいは扶助であるとか、あるいは給與とかいふふうな言葉を使いまして、いかにも恩恵的な給與でありまして、各職員の権利として認めるがごとき法体系を持つていなか

つたのであります。今回これらの各種各様の法令を廃止いたしまして、提案いたしておりますところの法律に一元化したしまして、新しい法律に基きまして完全に損害賠償責任制度を確立いたしますとともに、一般公務員に対する権利としてこれを認めて行こうというのが第一点でございます。

第二点といたしましては、補償決定に対する苦情処理の制度を設けた点でございます。先ほど申し上げましたごとく、一般職員の権利といたしましては、以上の、その権利に対する不平不満苦情というふうなものにつきましては、権利の保護の万全をはかることが当然であるのでありますから、従来の制度におきましては、苦情処理機関が全然設けられておなかつたので、今回新たにこの制度をつくりまして、いわゆる民主的な補償制度の運営をはかりたいいたしました点が第二の点でございます。

第三の点といたしましては、補償制度それ自体、官民ともに大体同じ基準において行つて行こうというふうに考へた点でございます。先ほど申し上げましたごとく、事業主の損害賠償責任という観点において考へましたごとく、あるいは民間の事業主であろうとあるいは国たる使用主であろうと、損害賠償責任という観点におきましては、まつた同一であるという考へ方に立脚いたしまして、大体におきまして労働基準法、あるいは労働者災害補償保険法というより上なもの、その精神内容におきまして軌を同じゅうするといふやうな方をつたのであります。従いまして公務員に対する特殊性という問題が当然考へられなければならない

点があるのであります。その特殊性に基く措置につきましては、やがて新しく立法化されるでありましようところの恩給制度等におきまして十分考慮することといたしまして、補償制度はいわゆる官民同一という原則に立ちまして考へたのでございます。

第四の点といたしましては、補償に對する金品につきまして非課税という制度を確立いたしました点でございます。従来は補償に對する課税問題につきまして、法律的にきわめてあいまいでございまして、所得税法にございまして、かろうじて非課税所得というやうな扱いをやつて来たのであります。が、何分にも解釈に基くところの運用の問題でありますので、中央方面におきましては意見が一致いたしまして、各地方に散在する現実の姿といたしましては、ことごとくいろいろの問題があつたのであります。今回法案におきまして明確にこの点を立法いたしましたことによりまして、従来のごた／＼も解消いたしまして、はつきり非課税であるという制度を確立することとしたのでございます。

第五番目の点といたしましては、新たに補償制度に關する総合調整の機關を明確にうたつたという点でございます。従来は先ほど申し上げましたごとく複雑多岐な各種法令によりまして、しかも各地区が思ひ／＼の運営をやつて参つたのであります。これに對する全般的な総合調整の機關もあつたのであります。従いまして公務員障害の認定の問題にいたしまして、あるいは平均給與額の計算につきましても、あるいは補償の実行の面にお

きまして、非常に各省庁間におけるアンバランスがあつたのであります。今回人事院が全体の総合調整をなす責任機關といたしまして、その人事院の総合調整のもとに各省各庁が実施の事務に當るといふやうな制度を確立することによりまして、従来のば／＼、あるいはアンバランスというやうな点も是正されまして、公正な運用ができるものと期待いたしておるのであります。さらに総合調整の機關を設置するのに関連いたしまして、補償制度の裏打ちとなりますところの予算上の問題につきましても、たとえば昭和二十四年度の予算について申し上げますと、一般會計、特別會計を通じまして、わずかに補償に要する経費といたしまして三千万程度の予算が計上されておるにすぎなかつたのであります。それを本年度の予算におきましては、二億七千万円に増加いたしまして、先ほど申し上げました総合調整と、さらに補償の裏打ちとなりますところの予算との調和によりまして、より以上公正な運営ができるやうな仕組みにいたしましたのでございます。

大体全体の構想といたしましては、以上の五點にわけて申し上げることができましようと思ひます。これから逐條につきまして、問題点につきまして簡単に御説明申し上げたいと存じます。

この法律案は、全体の構想が四章にわかれておりまして、法文は三十四條、附則は十項から成り立つております。

まず第一條の、この法律の目的及び適用範圍であります。目的につきましては、すでに国家公務員法第九十三條

書(釜石市議會議長加茂久一郎)(第五七三号)
西浦町の地域給引上げに關する陳情書(愛知県知事西浦町大字熊野北馬場立松節道外七十八名)(第五七九号)
公務員の給與ベース改訂に關する陳情書(仙台市清水小路全国電通従業員組合宮城地区執行委員長長丸山操)(第五九八号)
五月四日
長崎県南松浦郡全五島の地域給指定に關する陳情書(長崎県南松浦郡福江町全五島地域給昇格推進本部長富口一郎)(第六一四号)
栃木県下の勤務地手当地域給指定に關する陳情書(宇都宮市栃木県議會議長大川信助)(第六五六号)
玉野市の地域給引上げに關する陳情書外三件(玉野市三井造船労働組合執行委員長杉本通雄外三名)(第六六八号)
新炭手当支給に關する陳情書(秋田市全林野職員労働組合秋田森林局支部執行委員長長尾雄雄)(第六七六号)
松島地区の地域給指定に關する陳情書(仙台市宮城縣議會議長今野貞亮)(第六八一号)
同月十二日
深堀、香焼両村の地域給指定に關する陳情書(長崎県西彼杵郡深堀村長古瀬國太郎外一名)(第七二六号)
初瀬町の地域給引上げに關する陳情書(奈良県初瀬町町長藤井繁太郎外五名)(第七三〇号)
を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
国家公務員災害補償法案(内閣提出

から九十五條の規定によりまして、その大きな精神がうたつてございます。すなわち無過失損害賠償責任という観点に立ちまして公務員法自身もでき上つておるわけでありまして、この精神、目的に従ひまして立法いたしましたのでございまして、適用範囲につきましては、原則として一職に属する職員でございまして、その中に、船員につきましては、現在船員保険法の適用を受けておるのに関連いたしまして、船員保険法によるやり方をとりまして、本人にとりまして有利でございまして、この法律から適用を除外いたしまして、従前同様船員保険法の適用によりまして災害補償をやつて行くというやり方をとつたのでございまして、それから未復員者及び特別未帰還者につきましても適用除外をいたしましたのでありますが、これらにつきましては、すでに立法されておりますところの未復員者給與法、さらに特別未帰還者給與法によりまして補償に相当する給與が行われることに相なつておりますので、その法律に基いて実行するために適用除外としたのでございまして。

次に第二條は、人事院の権限を規定したのでございまして、先ほど申し上げましたごとく、総合調整の責任機關を明確にうたつた規定でございまして、第三條は、補償実施機關に関する規定でございまして、書いております條文は「人事院が指定する国の機関」というふうに書いておりますが、實際の執行面におきましては、ちようど給與に關する実施機關が各省各庁でありますのと同じように、この法律によりまして指定する国の機関も同じよう

な考え方をもちまして定めて行きたいというふうに考えております。さらに実施機關の行いますところの補償の事務の範囲でございまして、これも人事院規則によりまして定めることに相なつております。療養の実施なり、補償金額の決定あるいは支払い、公務障害の認定というような実施面に關する仕事の一切は、実施機關におやり願う考へを持つております。すなわち人事院において定めるところの総合調整によりまして各実施機關が運営していただくという構想に相なつております。

第四條は平均給與額でございまして、平均給與額に關する規定は、この法律の建前としていたしまして極めて重要な條項でございまして、まず労働基準法との比較につきまして簡単に申し上げてみたいのでありますが、考えておりますところの精神におきましては、労働基準法とまったく同じ精神のもとに考へたのでございまして、すなわち災害の発生いたしました日の前三月間の平均に上りまして、その額を平均給與額にするという点につきましては、基準法の精神とまったく同様でございまして、ただ国家公務員の場合におきましては、それ／＼の給與法におきまして、明確に給與体系が定められておりますので、労働基準法において定められていますが、ごとき抽象的な文句ではなく、その給與の範囲を明確に規定いたしましたのでございまして、従ひまして超過勤務手当とか、あるいは特殊勤務手当、石炭手当、寒冷地手当というようなものの一切を含めることとしたしまして、現在の給與体系から除外されますのは年末給だけという考え方をとつております。さらにこの第四條の第四項の規定が重要な規定と思つておるのでありますが、特にこの中で平均給與額を計算いたしました場合において、著しく公正を欠く場合におきましては、人事院規則をもつて平均給與額計算の方法を定めるといふような規定を設けてございまして、このようない規定は労働基準法におきましては全然ない規定でござい

ます。考へておりますところの代表的なことを申し上げますと、ベース改訂になりましたような場合におきましては、この條項の発動によりまして、新しいベースによつて計算して行こうという考へ方をとつております。大体この第四條に流れておりますところの根本の考へ方が、経済界が安定いたしました場合の恒常的立法という前提に立っておりますので、経済界が安定いたしましたような場合においては、現在見るがごときひんたたるベース改訂というものはないのである。従ひまして災害発生の日にかのぼる三月間の平均によりまして平均給與額を計算することそれ自体が、経済界の安定したあかつきにおきましては、適正であるという考へ方をとつておるのであります。現在のような段階におきましては、ひんたたるベース改訂等がございまして、先ほど申し上げました公正を欠く場合という條項の運用によりまして、経過的な運用をはかつて行きたいというふうに考へておる次第でございまして。

つづつと飛びまして第七條の規定でございまして、第七條の規定におきまして「離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない」というふうに書いてございます。すなわち災害を受けまするの是在職中でござい

族として補償して行こうという考え方をとつておりまするので、本人の収入によつて生計を維持するものが非常に先順位になつております。形式的にあるいは子であり父母でありまして、本人の収入によつて生計を維持しておられないような方々は、一番最後のいわゆる後順位であるというよりなやり方をとつておるわけであります。葬祭補償につきましても、これは労働基準法とまったく同様でございます。

次の第十九條の打切補償でござい
ますが、もちろんこれも労働基準法と法
形式におきましてはまったく同じでござ
います。ただ運用の心構えといたし
ましては、この條項にも打切補償をす
ることが出来る、いわゆるできると書

い、でございます。従いまして考え方といたしましては、完全になおるまで療養補償を行ひまして、できる限り第十九條の打切補償は運用をしないような心構へで考えて行きたいというふうに思つております。従いまして打切補償の條項が發動されますのは、よく／＼の例外的場合以外にあり得ないであらうという考え方をとつておる次第でございます。

次の第二十條の補償の分割であります。補償の分割に対する精神は、労働基準法とはいへん違つております。御承知の通り労働基準法は、むしろ事業主の負担力の軽減、あるいは負担力の観点から見た分割補償というような観点に立つて立法しておるのであります。が、国家公務員の場合においては、国という大きな経済主体でありますので、困たる事業主の面から考える必要はほとんどないであろう、むしろ補償を受ける者の側の便宜の観点から考へ

ることが適當とするのではなからうか。たとえ不幸にして本人が公務災害を受けまして死亡いたしましたような場合に、その配偶者が遺族補償を受けるというようなことになった場合を假定いたしますと、何といたしましても一時に数十万円という金があるが、入込んで参りますので、従来のいろいろな例から見ても、とかくあちこちからせびられました。配偶者自身が非常に不幸な立場に追いやられるというやうな場合も、えてして多いというやうな現実の姿が一面にございますので、もつぱらそういう場合の保護といひますか、救済というやうな観点におきまして、この法律は規定いたしてございします。

次の第二十一條の補装具の支給であります。労働基準法におきましては、補装具の支給につきましては福祉施設の範囲の中におきまして運用上の手続としてやつておるのであります。この法律におきましては、そのやり方はあまり感心しないと思ひますので、補装具の支給という一箇の條文で、明確に起しましてやることにいたしてございします。

ずつと飛びまして、第三章二十四條以下の審査の規定でございます。これは冒頭に申し上げましたごとく、本人の権利として認めます以上は、当然苦情処理の機關を設けることがあたりまえと考えまして、このやうな規定を設けた次第であります。あとは大体におきまして労働基準法及び労災法との關係、釣合ひを考えまして規定した條項でございます。

ずつと飛びまして、第三十三條、予算の計上の点につきまして簡単に触れ

てみたいと存じます。この規定に書いてありますがごとく、人事院の統計的研究の結果に基いて、補償に関する予算を計上するという特殊の條文を設けてございます。冒頭において御説明申し上げましたように、とかく從來は無計画に予算化されるという面もなかつたわけではありませんが、とにかく損害賠償責任という観点に立ちますところの補償制度といつたしましては、できる限りその実行を円滑になし得るところの予算上の裏打ちということが、きわめて重要な要素をなすのであらうと考えます。ところが従前は何分にも各庁ばら／＼でありまして、全体を総合する何ものの機關もございまして、したので、予算計上におきましても思つたより行つていなかつた点が多々あつたのであります。従ひましてこの法律におきましては、総合調整機關であるところの人事院の研究調査の結果の資料に基いて予算を計上いたしまして、補償の実施の万全をはかつて行きたいという、特別の條項を一本うたつておる次第でございます。

その次は附則の方に行きまして、いろいろいな規定があるのであります。冒頭に申し上げましたように、従前の法令を全部廃止いたしまして、この法律に一本に統合するためにたくさんの方令を廃止いたしております。大体法律案のおもな事項につきましては以上でございます。

○藤枝委員長代理　政府の説明は終りました。続いて質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。松澤兼人君。

○松澤委員　二、三の總括的な点につきまして御質問申し上げたいと思ひま

す。

第一は恩給法の改正と申しますか、新しい恩給法はいつごろ提案される予定でございますか。マイヤースの勸告というものを拜見しておりますが、これがほんとうに法律になつて国会の審議を受ける時期はいつごろのお見込みでございますか。これを第一に承つておきたいと思ひます。

○慶徳政府委員　新しい恩給制度につきましては、国家公務員法第百七條及び第百八條にそれ／＼規定しておりますのでありますが、特に人事院に対してまして、新しい恩給制度の調査研究をすみやかに行ひまして、その成果を国会及び内閣に提出しなければならぬという條項がございまして、新しい恩給制度に関する義務づけが人事院に課されておるのであります。従ひまして目下懸念の検討を加えておるのであります。で、でき得れば来るべき通常国会までに勸告をするというような心構えで、諸般の準備を行つております。もちろん来るべき通常国会に提案するといふ前提に立ちますると、予算との關係が出て参りますので、予算編成期前に人事院としての、いわば一種の決定版のよりなものをつくる必要があらうといふふうに考へております。従ひましておそくとも七月ないし八月ごろまでには、人事院としての決定版をつくりたいといふ方針の下に、着々進行いたしておるのでございます。

○松澤委員　新しい恩給法が国会に審議されるということになりますと、必然的に予算の裏づけが必要であると思ふのであります。もちろん政府が補正予算を組まなければならない時期が差迫つてゐると思へます。そゝういたし

ますと臨時国会において補正予算が審議されるそれ以前に、恩給法の新しい案が提出されるならば、できるだけすみやかにこれを実施に移すことができると考えるのであります。補正予算の時期に法案の提出が間に合うかどうか、この点さらに重ねて御質問申し上げます。

○慶徳政府委員 私どもの方といたしまして、できるだけすみやかに成案を得たいというふうに考えておるのであります。何分にも実際の作業に入つてみますと、明治初年以來の長い沿革を持つ恩給制度でありますし、さらにまた其済組合における長期給付も、当然新しい恩給制度に吸収、合併するといふやうな問題もありますので、實際その事務に入つてみますると、非常にむずかしい問題がたくさんございいます。従いまして現在の進行状態からいいますと、補正予算までに人事院として勧告をするということには、ちよつと行きかねるのではなからうかといふふうに想像されるのじやないかと思ひます。

○松澤委員 そういたしますと、なお念を押しておきますが、人事院としては最後の決定版が七月あるいは八月にできる、できましてらさつそく勧告をされて、二十七年度予算に組み込む上に努力をされる、あるいはそれに間に合うように勧告をされる、こういふように了解いたしてもよろしうございいますか。

○慶徳政府委員 大体におきまして、そりうふに御了承願つてつづつと何か思ふのであります。ただ何分にも国家公務員全体にわたる、いわゆる恒久立法でございいますから、ただいま

[illegible]

御質問のたまたに勧告をするかどうかという点につきましても、政府側ともいって相談したいという一面を持つておりますので、勧告権を発動させるかどうかという点については、客観情勢も十分考えなければならぬと思います。七、八月ごろに勧告をするという点だけは、はつきりお答え申し上げることを留保させていただきます。

○松澤委員 勧告権の発動は留保されていたと思いますが、こういうお話であります。人事院が勧告をされる場合に、すでに予算が国会を通過したあとで勧告をされたりして、いろいろと手違いがあるのであります。勧告はいろいろ政治的な意味もありまして、ただちに勧告することができないような事情があるかも知れません。案が出たならば、さつそく政府と折衝する段階に入らなければならぬと思います。それには一応勧告という形で行いますか、あるいはまた人事院の成案として発表されるという形をとられるか、いずれにいたしまして、できましては政府との折衝なり、あるいはまた国会に案を審議させるなり、あるいはまた一応の案の内容を説明されるなりいたしまして、すみやかに実施に移されるような方法を講ぜられることが適当であると思つて、勧告は、予算はできてしまつて、勧告はそのあとからできるといふような不手ぎわを繰返されるというのを私は心配いたしますので、この点、政府との折衝がいつごろ、どういふ形において行われるか、もう一度承りたいと存じます。

○慶徳政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、七月または八月ごろまでに成案を得まして、その得ました成案に基づきまして、第一次的に政府側と折衝したいと考えております。その折衝の経過のあるいはききまつた結果によりまして、はたして勧告になるかどうかという点は、情勢を見きわめてやりたいというふうに考えております。

○松澤委員 ただいまお話でよくわかりました。七月あるいは八月に成案ができたならば第一次の折衝を行う、さらにその折衝の結果を見て、勧告の時期をきめるといふことで、よくわかりました。

希望でございますが、これが一日も早く実施されるためには、万全の措置を講じて予算編成にはずれないようにひとつ御努力をお願いいたします。

第二にお伺いしたいことは、いわゆる社会保障制度というものが一応の案ができて発表になつております。私も一日も早くゆりかごから墓場までという社会保障制度の理想が実現されることを希望し、また努力していただくのを希望しますが、この社会保障制度という一つの大きな構想と、そうしてこの公務員の災害補償法との関係、全般的な意味におけるお考えを承りたいと存するのであります。言いかえてみますならば、社会保障制度の一環としてもちろん公務員の災害補償法というものが構想せられておることはよくわかるのであります。あるいは社会保険制度でうたわれておる構想から、さらにこの公務員の災害補償法がすぐれている点であるとか、もしくは行き足りない点であるとかいふような点に

つきまして、その連関において、どういふ精神で、もしくはどういふ内容においてこの公務員災害補償法が立案せられたかという大きな観点からお話を伺いたいと存じます。

○慶徳政府委員 仰せのごとく、社会保障制度との関係につきましても、当然国家公務員としても十分考えなければならぬ問題であらうと考えております。申すまでもなく、国家公務員であります。一般国民でありますので、憲法第二十五條の健康にして文化的な最低生活を保障するという観点において立法されますところの社会保障制度のちも外であり得ないということ、むしろ当然とするところであらうかと考えます。

ただ基本的にはそういう理論にならうかと思つておりますが、現在の社会保障制度は、社会保障制度審議会から勧告されたものでありまして、これを具体的に政府がどう取上げるかという具体的方針もきまつておりませんので、いわば現在の段階におきましては、まだ成文化されていない、社会保障制度ができるまでの一つの過程的現象であるというようになつていっているのが現在の姿であらうかと存じます。

ところが国家公務員法におきましては、もうすでに成文化されて、災害補償制度に関する規定は法律をもつて定めなければならぬというふうな明確に定められておりますので、この條項に基づきましてこの法案の作成をやつた次第でございます。従いまして社会保険制度審議会から勧告されておりますところの社会保障制度が実を結びましたあかつきにおきましては、そ

の社会保障制度とこの補償法との間に、おきまして、合理的な調整をはかる必要のあることは当然であらうかというふうなことを考へておる次第でございます。

○松澤委員 次に労働基準法との関係であります。大体において、労働基準法の立法の精神というものの一つとてこの法律ができていふものというところは了解できたのであります。しかし最近におきまして、リッジウェイ声明に便乗いたしましたことが問題になつて、規の改悪ということが問題になつているのであります。特に労働基準法は、保守的な立場や、あるいはまた資本家的な立場にある人々から、相当に攻撃を受けていることは事実であると思つて、従いまして労働基準法の行き過ぎといふものを是正しなければならぬという空氣が、一方において起つていふのであります。しかし私どもは、労働基準法はやはり経済界における民主的な考え方、一つの現われとして、従来の工場法や、あるいはその他のそういう精神によつてできておりました労働者の福利的な法律が、まづたく新しい見地に立つてできたというふうな考へておりますので、これは決して行き過ぎである、つまり経営者側にとつて、負担にたえられない労働者側の保護法であるというふうには考へておらないのであります。もし万一リッジウェイ声明からいふと国内において、労働者の改悪などが行われた場合に、具体的に労働基準法が現在の標準を下げて、保護的な面を引下げるといふようなことがありました場合に、公務員災害補償法はどうなるか、これはもちろん仮定の問題であります。そうした場合の国家公務員災害補償法とい

うものがどうなるかという点について、お考えをお聞かせ願いたいと思つて、お聞きをさせていただきます。

○慶徳政府委員 たい労働基準法がいかに改正になりましても、いわゆる労働者に対する最低基準を保障するところの制度であるという根本は、おそくかわらないであらう、という前提に立ちましてお答え申し上げます。存じます。そういう前提に立ちますと、あくまでも最低という線でございます。いままでの、言ひまでもなく固たる使用主は、模範的使用主として給與なり、補償なりその他の面において、十分考へる必要があらうかと思つて、十分考へる場合におきましては、模範的使用者として十分取入れられるところの考へ方に基きまして、合理的な結論を求めたいというふうに考へます。

○松澤委員 そういたしますと、仮定でありますけれども、たいてい労働基準法がその標準を引下げたといふ改悪が行われるような場合に、国家公務員法の精神に立脚して、公務員の災害補償法というものは絶対に引下げない、この法律の内容で行くという、そういう自信があるように承つたのであります。そう了解してもよろしうございませうか。

○慶徳政府委員 どうも仮定の問題でございませうので、たいへんお答えしにくいのでございませうが、要するに結論といたしまして、労働基準法が最低保障を前提とした立法でありましますならば、固たる使用主は、いづいかなる場合においても、最低の線のみでやらなければならぬという制約もなければ、いはずでございます。従いましてその場合には、模範的使用主という観点に

立ちまして、そのできた結果に應じて、十分考慮いたしたいということでございます。

○松澤委員 仮定でありますから、もちろんお答えしにくいことはよくわかつています。大体においてこの国家公務員災害補償法が労働基準法の精神に立脚している、密接な連関を持つていて、このふたつに了解いたしますので、労働基準法の、われ／＼の言葉で言えば改悪であります、そういうことがあつて、災害に対する支給が下つて来た場合、国家公務員は民間の労働者と違つて特別に保護すべき理由があるということであれば、民間の労働者に適用される労働基準法が下りましても、国家公務員災害補償という精神は下げるべきでないという結論が生じて来るわけであります。しかしこの法律が一般労働者という見地から、一方においてその基礎をなしておる労働基準法が下つて来れば、必然的に国家公務員も労働者という立場で引下げなければならぬ、こういうお考えならば当然下つて来る、こう予想される。そこで形の上では労働基準法の精神なり内容に立脚して、国家公務員災害補償法というものができているのであるけれども、国家公務員の特種性というものを十分にお考えになつておられるとすれば、たゞ民間の労働者の保護規定がその標準を下げてしまつても、国家公務員は下げるべきではないという結論が生じて来る。その点が上しんば仮定でありまして、人事院の考え方においてはつきり違つたものがあれば、おのずから異なつた結論が生じて参ります。この点を承りたいと思つて、先ほどから質問しているのであります。

○慶徳政府委員 たいへんむずかしい問題でございますが、考え方いかんによりまして、いろいろの考え方が出て来るのではなからうかと存じます。ただいま御審議願つておりますところの補償法におきましては、形式におきまして労働基準法と同じにして行こうという考え方をとつております。將來たゞいま御指摘になりましたように、もしかりに労働基準法が現在よりも低下するといふような状態が出て参りました場合にはおきまして、また別な考え方も考え方によつてはあり得るのではなからうかというところ、立法論として考えられると思ひます。たとえば、たゞいま御指摘になりました公務員の特種性、しかし特殊性という観点のみでなくとも、たとえば民間におきましては、補償制度による補償のほかに、大抵何がしかの金一封を出すといふような慣習も、相当大きな民間企業においては行われておることも事実でございます。かように形式的な補償と実質的な補償と、両方使いわけて考えますと、必ずしも民間が下つたからといって下げる必要がないといふような立法論も出て来るのではなからうかと考えます。

○松澤委員 それではその問題は一応その程度にしておきまして、次にお伺いいたしたいことは、国家公務員の特種職と現業の問題であります。地方公務員法におきまして、特別職及び公営企業の職員が地方公務員法からはずされたのであります。そして四企業は別に公共企業体労働関係法といつたような法律によつて規定せられるし、また單純労働に従事している現業的な人々、これはまた別の法律あるいは政令

によつて、地方公務員法からはずされることになつたのであります。そこで国家公務員の特種職及び現業の問題につきましては、従前から種々問題があつたのであります。現在国鉄、専ら公社職員として国家公務員のわくからははずされましたが、なお電通でありまつか、あるいは郵政であるとかいつたような人々の中に、やはり特別職にしてもらいたいといふ強い希望があります。あるいはまた公社組織に移してもらいたいという希望がある。なおまた印刷の現業に従事している職員は、どこまでも現業というわくの中にに入れてもらいたい、こういうことを言つて、一般職からははずしてもらいたいという希望があるものであります。こういうことを考えてみますと、国家公務員法における特別職、一般職といふことが一応再検討される時期ではないか、こう考えるのであります。従いまして国家公務員として特別職のわくを広げるといふお考えが、現在人事院の中においてあるかどうか、あるいはあるとすればどの程度一般職から切り離すか、その時期などについてお話を承りたいと存じます。

○慶徳政府委員 ただいま御指摘になりました現業方面等につきまして、特別職にしてほしいといふような希望なり御意見なりが非常に強くなるということ、これは、私どもの方としても十分承知いたしております。特に最近営林労働者につきまして、この問題が非常に強く問題にされておるといふ事実も十分承知いたしております。ただこれらの問題を、現在の国家公務員法を改正いたしまして、具体的にどう持つて行くか、どういふふうによつたらいいかと

いふような点につきましては、人事院といたしましてまだ結論的な方針は決定いたしておりません。

○松澤委員 全然結論は出ておらないというお話であります。たとえば今申しました郵政、電通などの現業に携わつてゐる人々、あるいはまた印刷の工場で働いておられる人々、こういう人たちがはたして一般職として適用せられることが適當であるかどうかという点について、それでは角度をかえてお伺いしたいと思ひます。

○慶徳政府委員 御承知の通り現在の国家公務員法は、マツカーサー元帥の書簡を中心として根本的に改正された、その線にのつとて施行されておるわけでございます。従いましてたゞいまの御質問は、根本的な考え方、マツカーサー書簡それ自体がどれだけの効力を持ち、力を持ち、尊重し、どういふふうによつてそれをあらためて、再検討すべきかといふ基本的問題にからみついて来る問題のようによつて考えられるのでございます。従いまして人事院の現在の立場といたしましては、マツカーサー書簡によりましてでき上りました現在の国家公務員法、なかんずく特別職へ持つて行きました場合に、同結核なり、団体交渉権といふようなことを必然的に持つことになるであろうといふ實際問題との関係を考慮いたしますと、どうしてもマツカーサー書簡の再検討といふような問題にスタートを切る必要があるのじやなからうかと思ひます。現在の考え方といたしましては、別に再検討といふようなところまで、私の方としては行つておりませんので、従つて具体的にお答え申し上げる域に達しておらないので

もお答え申し上げるよりほかにないのじやなからうかと存じます。

○松澤委員 それでは問題をかえまして、この災害補償法は公務上の災害といふことが中心であります。そこで伺ひたいことは、公務上の災害といふ意味、あるいはその内容規定といふことはどういふふうにお考えになつておられるにございませうか。實際の適用の面における人事院のお考えがどうかあるかといふことを承りたいと思ひます。

○慶徳政府委員 公務上の災害といふものに対する、いわゆる定義づけといふようなものは、この法律の中に別になつてはございません。別にうたつてはございませんが、たとえば恩給法であるとか、あるいは労働基準法であるとか、あるいは労働者災害補償保険法であるとかいふような同種の立法がわが国におきまして古くから行われております。従いまして公務上の災害といふ考え方は、これら古くから行われておるところの立法例を通じて、もうすでに一つの定義が不文律的に定められておるものと考へておるわけでございます。具体的に申し上げますならば、公務上直接災害を受けた場合、さらに公務上と相当因果關係をもつて起きた災害という解釈に相なつておるわけでありまして、これらの解釈運営につきましては、個々のケースによりまして想像されるのであります。それらにつきましては労働基準法、労働保険法等の先例を十分考慮いたしまして万遺憾なきを期したい、かように考へておる次第でございます。

○松澤委員 この点につきましてはい

る。前例も慣例もあるということであるが、ごく簡単に、公務上の災害にはどういふケースがあるかという点について、ひとつ別に書類をもつてお知らせ願いたいと思います。もちろん机の上で事務をついで、あるいは天井が落ちてけがをしたというようなことも、あるいはまた現場の職員が機械的な原因によつて災害を受けたというようなことは、だれにもわかることであるが、たとえば公務上道を歩いている自動車がぶつかったというやうなことが公務上の災害になるのか、あるいは、あるいはまた休憩時間でない勤務時間中に廊下を歩いているがけがをしたという場合は公務上の災害になるのかどうかというやうな、具体的な例及び公務上の災害とそうでない場合の限度に至るまで、どの程度いろいろのケースがあるかということ承つてみたいと思つておられます。これは具体的な問題でありますから、一応後に書類をもつてお知らせ願ひまして、なお御質問申し上げたいと存じます。

なお委員長にお願いしたいのでありますが、いろいろ御質問申し上げたいこともありますが、一応本日午後の質問はこれで打ち切りますから、いづれまた機会をあらためて御質問をいたしたいと思ひます。

○慶徳政府委員 ただいまの資料のお話でございますが、たとえば道路を歩いているときに傷害を受けた、あるいは勤務時間中廊下を歩いているときに傷害を受けたというやうな、具体的に二、三の例をお示しになつたのでありますが、これは率直に申し上げまして非常にむずかしい問題でありまして、

個々の問題につきまして公務上と相当因果関係があつたかどうかという認定の問題に必然入らざるを得ないので、なからうかというふうに存じます。従つて、個々の具体的な資料の要求をされたようでございますが、現在私どもの持つております資料は、各省ごとに従来どういふ実績があつたか、どの程度の件数があつたか、さらにどの程度の金額の補償があつたかというやうな、全般的な資料は持つてゐるものでありますが、御指摘になりましたやうな、個々の具体的な資料は、今たまたまに上げることはちよつと困難かと思つてございまして、そのやうな程度でよろしうございませうか。

○松澤委員 私がいふ個々の具体的な例をあげたので、かえつて話がこんがらつたかもしれません、もちろん一応の書類を出していただければ、さうにまた私はこういう場合はどうかといつて御質問申し上げますので、その詳細なものはできないということになると、また議論しなければならぬと、さういふところは含みの上でお願いしたいと思ひます。

○藤枝委員 代理 次に淵上房太郎君。

○淵上委員 松澤委員と政府委員との質問応答で大体いろいろわかりました。なおこの機会に、二お伺いしたいと思ひます。十二條の休業、補償の問題であります。これは平均給与額の百分の六十に相当する金額に限定されておるわけですが、先ほどお話をうに、主として、実質的には非常勤職員に支給されるというお話でありまして、百分の百を支給されず

に、百分の六十とされた理由はどの辺にあるか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○慶徳政府委員 災害補償自体につきましては、すでに御承知と思ひますが、国際労働会議がありまして、国際労働会議に基くところの二つの條約として採択されております。その採択された精神に立脚いたしまして、わが国における労働基準法等というものでございまして、この休業補償の問題につきましても、国際労働会議において採択になりましたのが根本の思想でございまして、經常的に受けます給與の三分の二を補償するという国際労働会議の條約でございまして、その精神にのっとりましてつくりましたのがやはり百分の六十というところでございまして、ただその場合に係給表の適用を受けておりますのが百分の百と申しましたのは、わが国といたしましては、古くからさういふ場合に百分の百をやるという法律系がすでにございまして、そので、それをしるも百分の六十に下げますことは、いかにも既得権の侵害になるというやうな面等もございまして、百分の百の方はそのまゝといたしたのでございします。ただこの場合にも一つつけ加へさせていただきますと思ひます。

これは、百分の百という方面は本俸、扶養手当、勤務地手当だけでございす。それに反しまして、こちらの百分の六十の方は、超過勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当というやうな、いわば一切の給與を含めたものの百分の六十でございします。従いましてそこに一つの差がございします。もう一つは係給等の金額をもらいますときには、いわゆる給與としてもらいま

すので例の源泉課税の所得税及び地方税がすべて課税の対象に相なります。

ところがこちらの百分の六十の方は全部非課税でございします。こういうことを全体的にながめると、あまり大きな開きはないであらうというふうなこともちよつとつけ加へさせていただきますと思ひます。

○淵上委員 逐條的にもう一つ二つお伺いしたいのですが、二十五條に「労働者災害補償保険審査官若しくは労働者災害補償保険審査会の決定又は裁判所の判決に矛盾しないようにしなければならない」という規定がありまして、これは判定の場合に、前もつて審査官または審査会の決定あるいは判定があつた場合はいいが、判定の方が先になつた場合は、実際の運用はどういうやうになるか多少疑問があるのですが、どういふやうになるのでしょうか。

○慶徳政府委員 ただいまの御質問の点は、二十三條の條文と裏腹の關係に実はつくられておるわけでありまして、すなわち二十五條の精神は、二十三條におきまして、労働基準法等とつり合ひのとれるやうな運用をするやうに十分考慮しなければならぬという條項の裏腹の關係に相なつております。従いまして労働基準法等におきまして、まだ先例のできていない、またたく新しい先例というやうな問題がございました場合においては、労働省の方と緊密な連絡をとりまして、一般民間にまで影響するやうな問題につきましては、できるだけ両者協議をしてやりたいと思つております。ただ公務員だけのま

いて先例をつくりたい、かように考えております。

○淵上委員 もう一つお伺いしたいのですが、先ほど御説明の中にありましたやうに、苦情処理の規定を設けて本人の権利の保護をしようという趣旨はまことにけつこうな考え方でありまして、この二十四條の問題だろつと思つてゐるのですが、給與を受ける側の方の立場からいふと考へまして、たとえば二十四條にいう認定金額の決定、あるいは請求による判定の通知、こういうやうなものが著しく遅れた場合にどうなるか、この問題は八條にすみやかに通知しなければならぬという規定があり、あるいは九條ないし二十二條に金額の支給の問題がありまして、これが係官の故意または過失により著しく遅延する場合はと想像されるのであります。各省長官が一々やるのではなく、実際の事務は、その事務に従事する第一線の職員がやるのだろつと思ひますが、官庁の中にはやもするといろいろさういふ事態がありがちなんです。著しく遅延することによつて、せつかくこの保護規定のその効力が非常に薄くなるというやうな場合が想像されるのでありますが、さういふ場合に対する措置は何らか考へになつておりますかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○慶徳政府委員 その点は実際の事務の執行面におきまして、きわめて大きな問題と心得ております。従いまして問題は、補償の実施にふさわしいところの予算計上ということが何といつても迅速に補償するところの根本要因であらうかと考へます。従いまして本年度の予算において二億七千万円計上

たしておりますが、今後におきまして、人事院の調査研究資料に基きまして、実施面における予算上の裏打ちを完全ならしめるという点について、今後も努力したいという考えを持っております。先ほど申し上げましたように第三十三條というまつたく異例の條項を設けましたのも、その理由にほかならないのでございます。

さらに現実の問題としては、人事院の方でしよちゆり調査なり監査なり等をいたしまして、あとより限りそういふことのないように當時心がけて参りたいと考えております。しかしそれにしたしまして、御指摘になりましたような事案が出て来る場合も考えられると思ひます。

その場合にはこの第三條の第四項に規定してあるのでありますが、実施機關が当然行すべき責務を怠つたり、あるいは法律、規則、指令等に違反して補償の実施を行つたりしたような場合におきましては、人事院はその是正のために必要な処置をいつでもとることができるといふ條項がございますので、これらの活用によりまして、御指摘になりましたような点のないように万全の策を講じたい。またそういう心構えのもとに運用にも十全を期して行きたい、かように考えております。

○濶上委員 人事院当局の心構えはよくわかりましたが、私はこの問題は、先ほどのお話のように、給與を受ける本人からいへば重大な問題だと思ふのであります。それに対して、もう少し強い何らかの措置をとるような規定がないことはまことに遺憾に考えておるのであります。九俣の功を一簣に

欠くのではないかと思ひますが、これに關連して思ひ出しますのは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律というのがあります。昭和二十四年二五六号です。これによりまして、これは例ですけれども「国の会計事務を処理する職員が故意または過失により国の支払を著しく遅延させた」と認めるときは、その職員の任命権者は、その職員に対し懲戒処分をしなければならぬ」といふ一連の法律があります。これくらいは措置を講じて、そうして公務員の職位の維持または保護の十全を期していただきたいという考えを持つておるのであります。いかがでしよう。この問題はひとつこの次ましても少し人事院当局でお考えいただきたいらどうか。現に今申します政府契約の支払遅延防止等に関する法律の事例もあることでありまして、ひとつ御再考を求めたいと思ひます。

○慶徳政府委員 実はその問題につきましては、この法案をつくり出す過程におきまして相当重要な問題として論議された点でございます。卑近な例として申し上げますと、この法律におきましては第三十四條に罰則の規定がございます。この罰則の規定の中に、ただいま御指摘になりましたような場合においては、その取扱ひ担当官に対して、ここにありますごとく「六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」この條項を發動し得るようにつくつたらどうであらうかという問題が、きわめて真剣に論議されたわけでございます。ところが一方におきまして、たとえば濶上先生の御指摘になりましたような法律もございまして、さら

にまた国家公務員法自体の建前といったしましても、懲戒処分の問題がございまして、あるいは停職なり免職なりあるいは減俸なりという、それらの規定もございまして、従いましてむしろ体刑を含むがごとく罰則の條項を事務取扱ひ担当官にしているというところは、一方におきまして国家公務員法上におけるところの懲戒処分の規定と重複することになりまして、どうも片手落ちするのではなからうかという上りな意見等があつたわけでございまして、すなわち権利者を保護するに急ぐあまり、担当者だけを萎縮させる、ふるいあがらせるようなことばかりやるという上りなこともいふことがあろうかという上りな、いろいろの論議のありました結果こういふ上りな案になつたのであります。御指摘になりました点は、實際問題としてきわめて重要な問題と考へております。従いまして私の方でもなお検討したいと思ひますが、一応そういう問題がありましてことだけを答え申し上げておきたいと思ひます。

○濶上委員 もう一つお尋ねしたいのですが、ただいまお述べになりました二十六條と關連する三十四條の罰則の問題であります。第二十六條第一項の規定による報告をせず、それから文書提出せず、出頭をせず、これらの三項につきましては、正当の理由なくという断り書はいらぬかという疑問が一つあります。それはいかがでありますしうか。

○慶徳政府委員 おつしやいます通り、ここに文句としては書いておりませんが、解釈いたしましたしては、正当な理由なくという解釈を當然考へております。たとえば三十四條の問題について御指摘があつたわけでございまして、おつしやいます上りな意味合いにおいて考えますと、細部にわたりましてはいろいろ疑問点があろうかと思ひます。従いましてこの法律の解釈権につきましては、第二條第二号に「この法律の実施及び解釈に關し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること。」つまり明確に解釈権も當然綜合調整機關たる人事院に與えるといふことに実は書いておるわけであります。従いまして正当な理由あるものについてまでも三十四條の罰則を適用するといふ上りな解釈運用は、當然すべきではなからうかというふうに考へておるわけでございまして。

○濶上委員 ただいまの御説明はちよつと納得が行きませんが、人事院規則でいかようにおきめになりましてしようとも、法律によつて今度は事務をとる方の保護をしなければならぬ立場から考へますれば、第一号には必ず正当の理由なくがあるんじゃないか、これは法律ですから、人事院規則でおきめになりまして、この法律の方が問題でありますから、これはひとつお考へになる必要があるのではないかとと思ひます。もう一べんお考へを願ひたいと思ひます。

○濶上委員 本日はこの程度にとどめ、次回は明十八日午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時二十八分散会

昭和二十六年五月二十四日印刷
昭和二十六年五月二十五日発行

第十回国会 人事委員会 議録第五号 中正誤

頁段	行	誤	正
一五	末	小野田市の地	小野田市の地
二二	〇	小野田市の地	小野田市の地
四四	三	小野田市の地	小野田市の地
五一	二	小野田市の地	小野田市の地